

個人型確定拠出年金(DC)(iDeCo)等の掛金

公布(R7.6.20)から3年以内の政令で定める日

iDeCo		iDeCo		iDeCo		iDeCo		iDeCo	
3階	個人型DC 拠出限度額③④ 月額68,000円 (第1号被保険者が 国民年金基金にも 加入する場合は、 当該掛金との合算 額について、上記 限度額が適用され ます)	iDeCo+	企業型DC 拠出限度額① 月額55,000円	個人型DC④ 月額55,000円-各月の企業型 DCの事業主掛金額 (ただし、拠出限度額 月額20,000円)	企業型DC 拠出限度額② 月額55,000円-企業 年金の掛金相当額 *2	個人型DC④ 拠出限度額 月額20,000円	個人型DC④ 拠出限度額 月額20,000円	個人型DC④ 拠出限度額 月額23,000円	
				企業型DC 事業主掛金額 * 1	企業年金 (確定給付企業年金(DB)や厚生年金基金などの 掛金相当額	年金払い 退職給付 (旧職域加算) ↓ 企業年金 (確定給付企業年金(DB)や厚生年金基金などで、 年金払い退職給付(旧職域加算を含む)の掛金相 当額(拠出限度額はなし)			
2階	個人型DC 拠出限度額④ 月額23,000円	厚生年金保険							
1階	国民年金(基礎年金)								
被保険者 区分	第1号 被保険者	第2号被保険者					第3号 被保険者		
	自営業者等	会社員等					公務員	専業主婦(夫)	
* 1		企業型DC事業主掛金の上限を引き下げることを規約で定めた場合に限り、個人型DCへの加入が可能となるもので、例えば、それぞれ左記欄にある拠出限度額をもって掛金(月額55,000円・月額27,500円)とする旨を規約で定めていた場合は、それぞれを月額35,000円・月額15,500円(=拠出限度額)に引き下げた場合に限り、個人型DCへの加入が可能になる(なお、 法改正(令和4年10月1日施行) により、 規約の定めや事業主掛金の上限の引き下げがなくても、全体の拠出限度額から事業主掛金を控除した残余の範囲内で、個人型DC(iDeCo)に加入できるよう緩和 されています)。ただし、下記の「マッチング拠出」を選択している場合や企業型DCの事業主掛金と個人型DCの掛金が各月の拠出限度額の範囲内での各月拠出となっていない場合は、個人型DCには加入できないとされています(つまり、「マッチング拠出」とするか個人型DCに加入するかを選択式になっています)。							
* 2		<経過措置> 制度の見直し(令和6年12月1日施行分)に当たって、既に現行制度下で承認を受けた企業型DC規約に基づいて企業型DCを実施している事業主がいることを鑑み、当該施行(令和6年12月1日)時点での企業型DC規約に基づいた従前の掛金拠出を可能とする経過措置が設けられることとなります。 つまり、月額55,000円から企業年金の掛金相当額を控除した額が27,500円を下回ってしまう場合には、企業型DCの拠出限度額を27,500円とするというものです。 例えば、企業年金の掛金相当額30,000円の場合、当該施行後は55,000円-30,000円=25,000円となりますが、それを27,500円のままにするというものです。また、企業年金の掛金相当額60,000円の場合では企業型DCを取り組めないこととなりますが、その場合でも、当該施行後は27,500円のままにするというものです。							
①→他の企業年金を実施していない事業主の場合の拠出限度額となるもの					左記①②については、原則として、事業主が掛金を拠出することになっていますが、規約で定めることで、加入者が自ら拠出できる制度(「マッチング拠出」)があります。これは、企業型DC内での加入者自身による拠出のことです。				
②→従来から他の企業年金を実施している事業主の場合の拠出限度額となるもの									
③→国民年金第1号被保険者の場合の拠出限度額となるもの									
④→個人型DCは60歳未満の国民年金被保険者(第1号・第2号・第3号)が加入可能となります。なお、 法改正(令和4年5月1日施行) により、 従来までの60歳未満の国民年金被保険者(第1号・第2号・第3号)に加えて、60歳以上の国民年金第2号被保険者又は国民年金任意加入被保険者、さらには海外居住者で国民年金に任意加入していれば、それぞれ65歳未満まで加入可能 になっています。さらに、「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」の成立により、60歳以上70歳未満の個人型DC(iDeCo)を活用した老後の資産形成を継続しようとする者で、老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給していない者に対してiDeCoへの加入・継続拠出が認められることになりました(施行予定日は当該法律の公布(R7.6.20)から3年以内の政令で定める日となります)。 ※企業型DCでは、60歳未満の厚生年金被保険者を加入者としてことができ、また、60歳以降は、規約に定めがある場合、60歳前と同一事業所で引き続き使用される厚生年金被保険者について65歳未満の規約で定める年齢まで加入者としてことができました(なお、 法改正(令和4年5月1日施行) により、 厚生年金被保険者(70歳未満)であれば加入可能 となっています)。									



→この個人型DCについては、従業員100人以下の中小企業に限り、これに加入する従業員の拠出に追加して、事業主拠出を可能とする「個人型DCへの小規模事業主掛金納付制度」が創設され、確定拠出年金等の一部を改正する法律の公布日から2年以内で政令で定める日(平成30年5月1日)に施行されました。いわゆる、「逆マッチング拠出」となるものです。なお、**法改正(令和2年10月1日施行)**より、**企業型確定拠出年金、確定給付企業年金及び厚生年金基金を実施していない従業員(第1号厚生年金被保険者)300人以下の中小企業へ対象範囲が拡大**されています。

→平成29年1月から、新たに加入可能となった個人型DC